

# 福祉のまちづくり推進計画（2019年度～2023年度）の概要

《位置づけ》 福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりを推進するための総合的な基本計画

《計画期間》 5年間（2019年度～2023年度）

## バリアフリーをめぐる現状

### <国の動向等>

- 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定等
- 「障害者差別解消法」の施行、「バリアフリー法」の改正等

### ➡「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」

### <都民の意識調査>

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約3割

## 計画の目標

- 誰もが自分の意志で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会

### 《推進にあたってのポイント》

- 福祉のまちづくりで目指す社会像の共有
- 高齢者や障害者等の当事者参加と意見の反映
- 都民、事業者、行政等の一体的推進

## 「福祉のまちづくり推進計画」の5つの視点と主な施策

### I 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

- 交通機関、道路等のバリアフリー化の推進
- 面的なバリアフリー整備  
(都市整備局、建設局、交通局など)

### II 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

- 建築物、公園等のバリアフリー化の推進
- 公共住宅の整備、民間住宅の整備促進  
(財務局、オリパラ局、都市整備局、福祉保健局など)

### III 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

- 災害への備え及び対応
- 日常生活における事故防止  
(総務局、生活文化局、福祉保健局、東京消防庁など)

### IV 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

- 情報提供体制の整備
- 情報提供の内容充実  
(生活文化局、福祉保健局、産業労働局、警視庁など)

### V 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

- 普及啓発の充実、社会参加支援
- エンバーサルデザイン教育の推進  
(福祉保健局、交通局、教育庁、オリパラ局など)

事業数：計120事業（18局）